

| 連 絡 先        |
|--------------|
| 課 名 契約監理課    |
| 電話番号 53-4414 |

## 1. 発表事項

**【契約 DX】令和7年4月から一般競争入札等における電子契約の本格運用を開始します！**

## 2. 背景

本市では、「松阪市デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画(令和4年 11 月策定)」において、「松阪市の魅力を感じることができるDX」の具体的取組のひとつとして契約のオンライン化を掲げ、電子契約の研究・試行運用を進めてきました。



## 3. 電子契約とは

電子契約とは、紙の契約書に記名押印することに代えて、クラウドサービス上にアップロードした契約書データに電子署名を施すことで締結する契約のことです。

本市は、弁護士ドットコム株式会社が提供する「クラウドサイン」を利用し、電子契約環境を整備しています。

※電子契約のメリットは事業者向けチラシをご覧ください(別紙参照)

## 4. 試行運用を実施しています！

本格運用に向けて、令和6年10月より、市が選定した物品発注案件について電子契約の試行運用を実施しています。

対象案件:令和6年 10 月 1 日以降に条件付き一般競争入札にて発注公告する、契約金額(税込)が 50 万円以上と見込まれる消耗品・備品の購入及び一般印刷請負(単価契約を除く)

**【実績 ※令和 7 年 2 月 12 日開札分まで集計】**

|          |                                                                                                      |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 試行件数     | 22 件 ※電子契約可能として一般競争入札に付した案件数<br>【発注条件別】準市内まで:13 件 県内まで:8 件 全国:1件<br>【案件種類別】消耗品:6 件 備品:13 件 一般印刷:3 件  |
| 電子契約件数   | 9 件 ※試行件数の内、落札者が電子契約にて契約締結した件数<br>【発注条件別】準市内まで:4 件 県内まで:4 件 全国:1 件<br>【案件種類別】消耗品:3 件 備品:5 件 一般印刷:1 件 |
| 入札参加者数   | 延 48 者※試行 22 件に参加した事業者総数<br>【地域区分別】市内・準市内:40 者 県内:7 者 県外:1 者                                         |
| 電子契約希望者数 | 延 18 者※入札参加者数の内電子契約による契約締結を希望した事業者数(落札しなかった事業者も含む)<br>【地域区分別】市内・準市内:12 者 県内:5 者 県外:1 者               |

#### 【利用者アンケートの実施】

入札制度の更なる利便性向上を目的として、試行運用期間中に電子契約を利用いただいた事業者に対しアンケートを実施しています。

Q. 電子契約を利用しようと思ったきっかけを教えてください(複数選択可)

A. 電子契約に興味があったから(40%)

ペーパーレスを推進しているから(60%)

Q. 電子契約を利用した満足度を教えてください(★～★★★★★の5段階)

A. ★:0%、★★:0%、★★★:20%、★★★★:60%、★★★★★:20%

Q.(満足度★★★★以上の方への質問)良かった点を教えてください(複数選択可)

A. 製本・記名押印などの手間が省けた(75%)

来庁・郵送の手間が省けた(75%)

メールでの送受信のため時と場所を選ばず手続きができた(50%)

Q. 今後も電子契約を利用したいと思いますか

A. はい(100%)、いいえ(0%)

アンケート集計結果(令和7年2月 13 日時点)

#### 5. 対象案件について

令和7年4月以降の公告案件から、落札者の希望があれば電子契約による契約締結を可能とします。

※1 下記非対応案件を除きます

※2 物品・役務については、現在も一部案件について試行運用を実施しています

#### 【電子契約非対応案件】

・法律により書面化が必須の義務とされているもの(公正証書による契約締結)

・契約期間が電子署名の有効性を保証する 10 年を超えるもの

・松阪市が電子契約による契約締結が適当ではでないと判断したもの(特殊契約 など)

#### 6. 周知対応について

①市ホームページ内に、動画解説等がご覧いただける特設ページを開設しました。 ※右QRコードをスマートフォン等で読み込んでください



②事業者向けチラシの掲示・配布(別紙参照)